臨時総会

島原市農業委員会総会議事録

平成２３年１１月２８日

島原市農業委員会臨時総会

１．　開会日時　　平成２３年１１月２８日（月）　　１４時００分

２．　閉会日時　　平成２３年１１月２８日（月）　　１４時４７分

３．　開催場所　　有明庁舎　３階大会議室

４．　出席委員者の数　　２４名　　欠席者　７名

５．　第１号議案　　農地法第５条の規定による許可申請について

議長

只今より、島原市農業委員会臨時総会を開催します。

本日、２番委員、７番委員、８番委員、９番委員、１３番委員、２２番委員、３０番委員は所用の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は３１名中、２４名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては､島原市農業委員会会議規則第１５条第２項の規定により、議長が指名することになっており、１２番委員、１４番委員を指名します。

議長

第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請の１番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

テント倉庫増設に伴った今回の転用申請ですが、被害防除計画書の最後のページをご覧下さい。図面の中央部分に水色の部分があり、ここが、雨が降った時の調整池となります。普段はバラス敷きの駐車場ですが、テント倉庫の雨水はここに集められ、一旦溜めて市道の側溝に少しずつ放流されるそうです。なお、雨量の計算についても、申請をされた行政書士に確認したところ、３０年に一回の大雨が降っても大丈夫ということで計算されてあるそうです。

そして、肝心の地元自治会との協議については、５月２０日、自治会公民館において、地元住民約２０名参加のもと、事業所・市役所まちづくり基盤整備部・行政書士が出席し、テント倉庫の増設については了解を得ているとのことでした。ただし、以前からこの地区の国道沿いの側溝について、大雨の時に側溝が小さく、雨水を掃くことができず、浸水状況になることが何度かあっております。この件について、側溝の拡張を県振興局に引き続き要望していきたいとの話が出ています。これにつきましては、用地買収等の必要もあり、県主導で現在測量をしており、今後工事に向けて準備を進めているとのことでした。

以上が事務局で確認をした内容であります。

よろしくご審議方お願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、今日、２時過ぎにまちづくり基盤整備部の事務職員が有明庁舎に来ることになっておりますが、説明を受けた方がいいと思いますか。

２４番委員

来られているならば、説明を受けたいと思います。

議長

しばらく休憩いたします。

まちづくり基盤整備部の事務職員を呼んできます。

（休憩）

議長

休憩前に引き続き議会を再開いたします。まちづくり基盤整備部より説明を求めます。

まちづくり基盤整備部

こんにちは、まちづくり基盤整備部建設整備です。よろしくお願いします。申請者の排水問題につきましては、５月２０日に地元の自治会に集まっていただき、申請者の方からもきていただきまして、委託されているコンサルトも一緒に同席していただきまして、説明をしております。説明内容につきましては、農地から宅地に変わるということで排水関係があるということで、公民館で説明しました。地元からは排水の関係が心配だということで、説明会の前にも一回、地元の自治会とは道路の排水と地区の排水その関係で、現地をみまして検討をしております。その後にその説明会がありました。

縦道の溝が、大雨が降ったときは、どうしても多くなりまして、申請者の海側に住宅地が何軒かあるのですが、道路より少し低いため排水が道路の側溝にのらないので、宅地に貯まるということで改修をお願いしたいとのことでした。改善するためには、流末の排水が必要になるのですが、国道の排水が改善しないと、その上の方にも排水の改善がつかないということで、県の方につきましては、国道２５１号線の側溝の改修につきまして要望をしております。縦道につきましては国道の横断が若干小さいかどうか詳細はわかりませんが、多分少し断面が小さいのかなと、といいますのが少し排水の捌けが悪いようです。その辺の改修や、国道より海側の改修も含め自治会と現地をみながら協議をしております。ですので、地域の排水と、道路の排水の２つの件で自治会とは協議しております。将来は改善するという方向ですすみたいと思っています。以上です。

議長

ご意見がある方は質問をお願いします。

２０番委員

せっかくまちづくり基盤整備部が出席されておりますので質問します。今までも大雨のときは下の方は水捌けができないときいておりますが、今回の件では雨水排水を何トンほど計算されていますか？

まちづくり基盤整備部

現在の農地の場合の排水と、開発し建物を建てたときの場合にどれくらい排水がでるのかということを計算しまして、現在の排水分は流せるようにしましょうと、建物を建てた場合はそれより雨水が増えますので、その分は敷地内で調整して徐々に流して行きましょうということが計画されておりまして、その件ついて地元に説明をしております。

そのため敷地から道路までの排水の施設については改善して頂いたということでございます。

２０番委員

多くなった分を敷地内で調整して流すということですが、先ほど事務局より説明がありました貯水池はどのような構造になっているのですか。防火水槽みたいになっているのですか。

まちづくり基盤整備部

構造的には駐車場がすり鉢状になっておりまして、その中に水を溜めて中にある側溝みたいなものを通して今までと変わらない水量を流します。一定の量流すということです。敷地については舗装しないで、砂利敷き使用し吸い込み浸透するので、そこで調整して一定の量を流すという構造になっております。

３１番委員

先日の総会の後、夜８時頃になって事務局に行ったところ、農振地除外の委員よりこの前の農振地除外の会議の時に、この問題については審議をして解決していると思っていたとのことでした。しかし農振地除外の委員は今回が初めてだから、その後にまた何か問題が起きてこういった話になっているかと思ったとのことでした。そうであれば、前回の総会の時に、農振地除外の委員から補足の説明があれば何も問題がなかったのではないかと思います。参考までに申し上げておきます。

議長

２０番委員いかがでしょうか。

２０番委員

この前の農振地除外の会議のときは、私はちょうど出席出来なかったわけですよ。それでここは駐車場と貯水池と兼用という説明でしたから、本当に駐車場に水が貯まるのかと、素人考えで質問しました。それと、申請者が雨水対策として貯水池の他にグリーン地帯とか駐車場をコンクリートでなくバラスで敷くとか、わかっている範囲で他の雨水対策として具体的説明頂ければ、私たち農業委員としても了解できるのかと思っております。

事務局か、まちづくり基盤整備部でわかっている範囲で説明おねがいします。

議長

事務局。

事務局

皆さん４ページでございますけど、上の方の編み目のブルーがグリーン地帯になっております。こちらでも浸透していきます。その下のブルーで囲んであるのが駐車場でございます。駐車場のなかに側溝を設けます。ご想像頂ける範囲でわかりやすく申しますと、お風呂の栓を抜いて上からいっぱい水を流しても、いつまでも水は減らないけれども、着実に水は減っていきます。雨が止んで何時間かして空になっていきます。このように考えて頂きますとわかりやすいのではないかと思います。駐車場はコンクリートでなくバラスということで、浸透していきます。側溝を通って絞って排出しますので、通常の水量と全然変わりません。先ほど次長が言いましたとおり３０年に一回の大雨が降っても今の流れている水量しか流さないということで計算もなっております。住民の方達は了解したというふうに聞いております。

３１番委員

農業振興地域整備促進協議会のメンバーに関して説明して下さい。

事務局

農業委員会のなかで、農業振興地域整備促進協議会委員ということで６人だしております。先ほどから話しておりますとおり、農振地域を転用する場合にはまず除外をすることになっております。その除外をする会議に農業委員から代表として６名の委員さんに出席していただいております。その会議の中でも、この問題は出まして、色々とありまして何回か協議が続いたと聞いております。先ほど島内委員は言われましたとおり、ちょうど前回は用事があって欠席されてということでわからなかったという説明でした。その内容についてはその６名の方のほうが詳しいのではないかと思っております。

議長

まちづくり基盤整備部他に何かありますか。

まちづくり基盤整備部

図面を見て頂いて、道路にとりついている側溝があるのですが、これを申請者のほうで改修して頂いて、縦道というのが右側です。改修したときには現地で、自治会とも立ち合いをして、了解頂いて改修をしていただきました。以上です。

（１５番との発言あり）

議長

１５番委員。

１５番委員

前回の総会のなかで、なんでこれが、臨時総会を開かなければならないかという点でひどく思うわけでございます。これだけ住民の方、いろいろな関係の方のとも話し合いが出来ていて、なんで臨時総会まで開かなければいけなかったという点を説明頂ければと思います。

議長

事務局。

事務局

総会前に少しふれさせて頂いたのですが、はっきり申しましていままでは、何か問題がある場合については、農業委員さんとか市会議員さんとか各方面から情報等が入ってまいりまして、問題がある分につては事前調査をいたしまして、住民の了解を得ているのかどうかというところを確認しておりました。しかし別に問題がないという部分については側溝に水を流せばそれまでで、それ以上の住民の近辺の人に了解を得たのかという質問はしておりませんで、従来はそのように対応しておりました。今回の件につきましても、先ほどいいましたように農振地域の委員さんに６名の方が出席していらして、そちらのほうからも別に何も問題点ございませんでしたし、市会議員さんとか、近隣の農業委員さんからも問題があるということは聞いておりませんでしたものですから、今回は図面をご覧なってわかるように、駐車場からそのまま普通の側溝に流すようということで、他の農地とかに影響は与えないということで、それ以上のことは聞いておりませんでした。今後はそこまで聞くようにしたいと思います。特に大きい事業や大きい面積については、どうなっているのか慎重に確認していきたいと思います。

議長

他にご意見ありませんか。

（２４番との発言あり）

議長

はい、２４番委員。

２４番委員

問題はなにか、水が捌ければいいわけでしょう。スムーズに海まで水が流れればいいわけでしょう。ここを、どういうふうに造ろうと造るまいと、途中の側溝が溢れればそこを改善すればい

いわけでしょう。今、先ほどから説明を聞いておりますと側溝は溢れないようにしますと、いわれてますから問題ないでしょう。その件に関しては県等が対応してますと、水が溢れないように対応しますといわれてますから、もうそれで終わりじゃないですかね。以上です。

議長

ほかに、なにかご意見ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第１号議案農地法第５条の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

これで、島原市農業委員会臨時総会を閉会します。